

育児休業 男性取得の推進策は



改正育児・介護休業法が昨年7月に全面施行されてから1年。育児を積極的にする男性を指す「イクメン」が注目されたが、厚生労働省の2010年度雇用均等基本調査によると、男性の育児休業取得率はわずか1・89%で、女性の83・6%に遠く及ばない。背景には、育休期間中の収入が給料の約50%分の給付金だけという経済的不安や、職場での理解が広がらないことがあるとみられる。積極的に子育て支援をする企業の取り組みから解決策を探った。

(本社報道部・伊東隆裕)

「子どもと一緒にいる時間をつくりたい」。須賀川市の医療法人社団三成会で働く介護福祉士の近藤雅彦さん(27)は、長女凜生ちゃん(9カ月)が生後6カ月となった4月に1カ月間、育休を取得した。夫婦で子育てすることで、妻里沙さん(28)が育児から少し離れ、自分の時間を持つことができ、ストレスも軽減したという。「子育てに男性の協力も必要と勧められた。復帰後も温かく迎えてくれた」と

制度の充実 まず前提 職場の意識改革も必要



▲「夢のよ返り」と育休を取った里沙さんと凜生ちゃん。近藤さん協力している

職場の理解に感謝する。

法律上回る制度整備

厚生省が子育て支援に積極的な企業を認定する「くるみんマーク」制度は男性の育児取得が必須条件で、近藤さんが勤務する法人はその認定を受け、昨年まで6人の男性職員が育休を取得した。育休1カ月目は基本給全額、2、3カ月目は半額支給、短時間勤務制度は法律を上回る就学前までにするなど制度の充実が

育休取得につながっている。同法人は、有給取得率も35%(2008年)から53・1%(12年)に上昇、離職率は9・9%(08年)から4・2%(12年)に下がった。アンケートでは職員の8割が「公休や有給が取りやすい職場」と回答した。小貫聖一事務長は「若い世代の労働意欲が上がった」と手応えを感じている。

財政面の支援も考慮

同マークを取得した郡山市のパチンコチェーン、ニフクも5人の男性社員が育休を取得した。土・日曜出勤でシフト制の職場が多いが、アルバイトを含めた人員配置を

若い世代の労働意欲向上／離職率は5ポイント低下

工夫し、育休取得者がいる職場をカバーしている。佐藤寛久子人事労務担当マネジャーは「消化していない有給休暇をポイント制にし、給付金として支給するなど、財政面の支援もしている」と話す。

両社に共通するのは1週間ずつなど短期の育休を認め、上司や職場の意識改革を進めていること。三成会は同マーク取得に取り組んで以降、業績もアップしているという。福島労働局雇用均等室の加藤孝子室長は「子育てしやすい職場が増えれば、地域に若者や子どもが増え活性化する。労働者の生活も豊かになり、優秀な人材が企業に定着する」と訴える。

取り組みはまだ少数

改正法はさまざまな形で父親の育休取得を促しているが、5月現在、県内の同マーク取得企業はわずか9社で、子育て支援の取り組みをする企業はまだ少数だ。経営者はもちろん、職場で育児に対する理解が進むためにも、企業内での制度充実が必須。政府は育休期間中の給付金引き上げも議論すべきだ。全国にワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の整った職場が増えることを期待したい。